

## Ⅲ研究ノートⅢ

## 犯罪被害者の刑事訴訟上の地位の明確化について

山本光英

はしがき

本年（1999年）8月、私は、本学部長を通じて、法務省より依頼のあった「犯罪被害者の刑事訴訟上の地位の明確化」に関する意見書の提出を命ぜられたことであった。従来、刑事訴訟においては、人権の保障と言え、とかく被告人のそれについてのみ語られ、被害者のそれについてはあまり問題とされることがなかった。しかしながら、近年、わが国においても、ようやくこれが問題とされるようになり、とりわけ被害者の救済ということに、学界のみならず、一般社会においても関心をもたれるようになってきた。諸外国においては、犯罪被害者の救済に関して、すでに様々な立法がなされ、あるいは近時これがなされようとしている。それゆえ、現在、法務省においては、犯罪被害者の救済に関して、とりわけ、犯罪被害者の刑事訴訟上の取扱いについて法改正を企図しているようであり、右意見書の提出もこれに関連するものであることは容易に推測され得るところである。

右意見書の内容がいかなるものであったか、また、犯罪被害者の救済という近時において焦眉のものとなっている問題について、少なくともその概要を本学に関係する方々に披瀝しておくことは、本学を代表して右意見書を提出した私の責務であると考え。それゆえ、ここに、紙幅の関係その他の理由から、不十分ながらも、その概要を示しておこうと思う。

### 1. 被害者学における研究対象の変容

犯罪学のなか、とりわけ被害者学においては、近年、第一次被害者化、第二次被害者化、第三次被害者化ということがいわれている。第一次被害とは、もとより、犯罪から生じた直接の被害をいうのであるが、被害者学では、「第一次被害者化」に関しては、従来、被害者となるのはなぜか、被害者になり易いタイプはどのようなものか、たとえば住居侵入窃盗の被害を受け易い住居の条件など犯罪被害を受け易い条件は何かといったことの研究が中心になされてきた。しかしながら、犯罪被害者が、犯罪訴追機関に告訴、告発し、参考人として事情の聴取を受け、公判では、証人として被告人、その弁護人から厳しい反対尋問を受け、裁判官から質問を受けることによって、プライバシーを暴露され、それによって精神的打撃を受けるなど、訴追活動のさまざまな場面で被害を受けるという「第二次被害者化」の問題が指摘されるようになり、「犯罪被害者の法的地位」を刑事訴訟上どのように保護すべきかということが議論され、欧米諸国において次第に関係法規の整備が図られるに至っている。さらに、とりわけ性的犯罪において第二次被害を受けた者、あるいはこれを受けることを恐れる者が事件を公にすることを断念し、あるいは再び同じ被害を受けることを恐れ、社会に対する不信感、不満感、加害者に対する恨みなどから、精神的に不安定な、自閉的な、自己破壊的な生活を送らざるを得なくなるという「第三次被害者化」の問題が指摘されている。それゆえ、現在、被害者学では、第二次、第三次被害者化の防止とすることを中心に研究が進められるようになってきているのである。

### 2. 犯罪被害者の刑事訴訟上の地位について

私は、後述の右意見書に係る問題は、主として「第二次被害者化」に係わる問題であると捉え、犯罪被害者の刑事訴訟上の地位についての問題においては、積極的および消極的の2通りの意味があるとの立場から、犯罪被害者が刑事訴訟に当事者として関与する余地を与えることで、第二次被害者化を少しでも防止することができるのではないかと主張した。すなわち、以下の

如きものである。

犯罪被害者の刑事訴訟上の地位について、その消極的意味においては、まさに「第二次被害者化」の問題がこれに係わる。この場合、加害者の訴追の過程において、被害者が不必要な精神的・心理的打撃を受けることのないようにする配慮が必要である。とりわけ性的犯罪、名誉毀損などの被害者、未成年者に対する配慮が必要である。これに対して、積極的意味においては、加害者の訴追の過程において被害者がどのようにこれに関与すべきかが問題となる。

加害者の訴追においては、従来、周知のように、被害者は単に犯罪の端緒としての告訴人、公判においては証人としての地位しか与えられておらず、「忘れ去られた人」、「周辺の人」と呼ばれてきた。しかしながら、被害者にそのような地位しか与えられないとすれば、刑事訴訟上、被害者は、単に「第二次被害」を受けるだけの存在でしかなく、刑事訴訟上、被害の回復について何ら得るところはない。捜査、公判手続によって、さらにマスコミや周囲の目などによって、むしろ苦痛が増すだけであり、それにより「第三次被害者化」の問題が生じてくるだけである。とりわけ、性的犯罪、凶悪な少年犯罪においてこれが問題となっている。このようなことを避けるためにも、被害者を加害者の訴追過程に関与させ、被害者の「法的平和」を図ることが必要である。

もっとも、加害者の訴追に被害者が積極的に関与することによって、加害者の防禦活動に不利益が生ずることがあってはならない。被害者の積極的関与の意義を強調するあまり、被疑者・被告人の刑事手続における権利の保障のための長年に互る努力を無にしてはならない。それゆえ、被告人の対国家に関する権利に不利益が生じない範囲内で、刑事訴訟への被害者の関与を認めるにとどめるべきであろう。

他方、被害者のいわゆる被害者意識は、多くは、犯罪によって受けた損害に対する償いにより、とりわけ経済的損害の弁償により減少するということが報告されている。この点は、わが国では、実務上、加害者と被害者との話

し合い、いわゆる示談、慰謝料の交渉、加害者に対する宥恕の意を表する被害者の上申書の提出などが、加害者の事件処理に有利に働くことがあるといわれているが、刑事訴訟上、刑事罰と民事賠償との峻別論のもとで、従来、あまり意識されることはなかったと思われる。しかしながら、民事訴訟による損害賠償には時間がかかるばかりでなく、加害者の不法行為の存在を立証することが著しく困難な場合がある。とりわけ、組織・企業による不法行為ないし違法行為を立証するについては、個人である被害者と組織・企業との間には証拠収集能力の点で格段の差があることなどのため、被害者が勝訴するには、莫大な労力と時間と費用とを要することは明らかである。それゆえ、刑事訴訟を利用して、国家の強制力をもって証拠・情報を収集し、刑事的制裁を科すと同時に、被害者の損害を早急に回復する方策が必要である。この点、「付帯私訴」制度が考慮されるべきである。また、たとえば財産刑の場合、これを優先的に被害者の損害賠償に当てるということも考えられる。さらに、刑事訴訟において、とりわけ財産罪の場合に、被害者と加害者との和解が成立したならば、必要的に量刑上これを考慮するという事なども考えられる。ともかくも、犯罪による被害者の損害に対し、早期に経済的支援を行う方が考えられるべきである。これにより、加害者に対する被害者の宥恕の念が生じ、「第三次被害者化」の一面が緩和されると思われる。

もっとも、これらの刑事訴訟における財産的損害の回復は、従来の刑事罰と民事賠償との峻別論と矛盾する側面を有する。それゆえ、刑法、刑事訴訟法、刑事政策ないし犯罪学などを含めて、犯罪に関するすべての関係分野を関連づけて、なお議論を積み重ねる必要がある。

私は、以上のような認識を基礎にしつつ、以下の如く、(1)から(12)まで意見書に係る問題に対する主張を行った。以下、意見書における私の主張の概要を記述する。

#### (1) 被害者の地位の明確化について

刑事訴訟において、単に、犯罪の端緒としての告訴人として、公判に

において証人としての地位にとどめられていた被害者が、刑事訴訟の当事者として積極的にこれに関与する者としての地位をあたえられるべきか否かが問題となる。被害者にとってみれば、加害者の捜査・訴追の状況、その生活環境その他を知りたいと思うのは当然であろう。それが被害者感情の緩和に結びつき得ることは容易に推測できる。従来、国家の刑罰権の名のもとに、刑事手続は、あげて国家対被疑者・被告人の対立構造として捉えられてきたのであるが、被害者とても当事者の一員であるという認識が必要である。しかしながら、この点については、被告人の防禦活動に支障を来さないよう配慮する必要がある。それゆえ、被告人の防禦活動に対する影響を考慮しつつ、たとえば加害者の捜査・訴追の状況を請求により被害者・その遺族に告知すること、付帯私訴原告としての地位を認めること、公判において量刑の資料としてその意思により被害者の意見を述べるのを許すことなどが必要である。

要するに、被害者も刑事訴訟の当事者であるという認識を国家も加害者も、そして被害者も持つことができるように配慮する必要がある。

## (2) 性犯罪の告訴の期間制限の見直しについて

とりわけ性的犯罪の被害者は、被害直後においては精神的に不安定であり、告訴するか否かについての冷静な判断は困難であろう。それゆえ、家族、専門家の助言等を得て、告訴することの是非を冷静に判断するには、現行の告訴期間6ヵ月というのは短すぎるのではないかと思われる。少なくとも1年くらいにすべきであろう。

## (3) ビデオリンク方式による証人尋問について

被害者に対する尋問が、とくに性的犯罪、児童虐待などの場合、被害者自身のトラウマやハラスメントを生ぜしめることになり、それ自体が「第二次被害者化」になり得る虞がある場合、そのような新たな被害を避け、被害者の権利の保護を図ることは、何ら加害者の防禦活動・権利

の保護と矛盾するものではない。それゆえ、被害者の利益を保護する方策が考えられるべきである。そこで、閉回路テレビ・スクリーンやビデオリンク方式などによる証人尋問は許されるべきである。

**(4) 証人の姿の遮へい措置について**

(3)と同様、被害者の「第二次被害」を避け、その利益を保護して、任意の証言を得るために、必要な場合には、証人の姿の遮蔽措置も講ぜられるべきである。

**(5) 証人尋問等の付添いについて**

証人は、一般に、法的知識を有せず、それゆえ、これを有する者の助言を必要とする場合がある。とりわけ、証人が性的犯罪の被害者であったり、未成年者である場合には、証言する際に精神的に不安定となることは容易に推測できる。それゆえ、(3)・(4)と同様、精神的な被害の防止、証人の権利の保護に必要と思われる場合には、付添人ないし補佐人を付すべきである。

**(6) 被害者等による優先傍聴について**

被害者が、加害者の捜査・訴追の状況、事件の真相を知りたいと思うのは当然であり、また、被害者も訴訟の当事者であるという認識からすれば、被害者に優先的に傍聴することを認めるのは当然である。これも加害者の防禦活動に支障を来すものではない。

**(7) 公判記録の閲覧・謄写について**

被害者も訴訟の当事者であり、事件の真相を知りたいと欲する被害者の心情を考慮すれば、加害者に訴訟上の不利益を生じないかぎり、弁護人を通じて、公判記録の閲覧・謄写は認められるべきである。

**(8) 被害者等による意見陳述について**

被害者も訴訟の当事者であるという認識、既述の被害者の訴訟への関与の積極的意味からすれば、少なくとも量刑に関して被害者・遺族の意見陳述を認めるべきである。これにより、第二次被害者化が緩和され、第三次被害者化の予防に資するものと思われる。

**(9) 刑事手続における民事上の和解について**

従来 of 刑事罰と民事賠償との峻別論からすれば、刑事手続に民事上の和解を認めることは疑問があろう。しかしながら、既述のように、被害者の救済、とりわけ経済的損失の早期の回復が「法的平和」をうながし、第二次・第三次の被害者化を防止する一助となることは明らかである。それゆえ、民事上の和解を量刑上考慮することを明確化するなどして、被害者の経済的救済を図るべきである。

**(10) 没収・追徴、保全制度による損害回復について**

没収・追徴は刑事罰であるが、被害者の経済的損失の早期の救済が必要とする立場からすれば、これらを被害者の経済的救済に優先的に当てることが必要と思われる。その際、民事賠償額から、これらに相当する額を差し引くことは当然である。

また、正規の民事賠償までに加害者の財産が散逸して被害に相応する民事賠償を確保できないことがあり得るので、これを防ぐため、民事賠償のための加害者の財産の保全制度を考えるべきである。とりわけ、組織犯罪・企業犯罪において、加害者が違法な活動によって取得した利益は、これをすべて没収し、被害者の被害の救済に当てべきである。

**(11) 検察審査会の審査申立権者の拡大について**

刑事手続上の被害者の地位に関する積極的意味に関わる問題であるが、被害者の刑事訴訟への積極的関与の一環として、検察審査会制度が

有効に機能すべく、配慮する必要がある。

審査申立権者の拡大もさることながら、検察審査会の決定の効力についても今少し配慮すべきではないかと思われる。このことは、付審判請求についても同様である。刑事訴訟の少なくとも開始については、被害者ないし国民の意見を今以上に反映させるべきである。

(12) **その他刑事手続における被害者等の保護に関し早急に検討を要する事項**

従来、刑事訴訟は、もっぱら国家の刑罰権の行使を目的とし、被害者の救済という観点はあまり顧慮されてこなかったと思われる。しかしながら、第二次・第三次被害者化を防止するためにも、既述のように、被害の早期救済が必要である。刑事訴訟と分離された損害回復のための民事訴訟は、従来、被害者の多大なる時間と費用と労力を必要としてきた。それゆえ、ドイツやフランスなどでは、被害者が迅速かつ効果的に、費用をかけずに損害を回復する制度として、付帯私訴を認めている。付帯私訴手続においては、被害者は民事訴訟の原告として法廷に出頭するのであり、あくまで刑事訴訟は国家対被告人との対立構造であるとの形を維持したまま、被害者は国家の情報収集能力を利用して、迅速かつ効率的な被害の回復が図られ、とりわけ組織犯罪・企業犯罪においてみられる加害者に対する被害者の情報収集能力の圧倒的劣勢をおぎなうことができる。また、被害者も訴訟に積極的に関与したことによって、些かなりとも満足感を得ることができ、第二次・第三次被害者化を防ぐことができると思われる。

なお、第二次・第三次被害者化と関連するが、証人威迫罪の法定刑を引き上げるべきである。

あ と が き

以上が意見書における私の主張である。紙幅の関係で極めて雑駁な意見書となったことは否めない。反省の念を抱きつつ、ともかく、ここでは、取り



急ぎ、意見書の概要を披瀝した次第である。

日本被害者学会の一員でもある私の立場からしても、他日、本誌に今少し詳細な論述、説明をなすことを期しつつ、犯罪被害者の救済に関して研究しておくつもりである。

(本学経済学部助教授)

(1999年10月1日稿)